

# ○航空業務に関する医学適性の判定等に関する達

平成 14 年 10 月 11 日 航空自衛隊達第 23 号  
航空幕僚長 空将 遠竹 郁夫

改正 平成 15 年 12 月 24 日 航空自衛隊達第 46 号 令和 元年 6 月 27 日 航空自衛隊達第 14 号  
平成 18 年 12 月 19 日 航空自衛隊達第 45 号 令和 4 年 3 月 17 日 航空自衛隊達第 22 号  
令和 3 年 6 月 17 日 航空自衛隊達第 52 号 令和 5 年 8 月 1 日 航空自衛隊達第 32 号  
平成 30 年 11 月 15 日 航空自衛隊達第 25 号

航空業務に関する医学適性の判定等に関する達を次のように定める。

## 航空業務に関する医学適性の判定等に関する達

航空業務に関する医学適性の判定等に関する達（昭和 39 年航空自衛隊達第 23 号）の全部を改正する。

### （目的）

第 1 条 この達は、操縦士等の医学適性の判定及び結果に基づく措置の実施要領について定め、もって操縦士等の航空業務に関する医学適性の有効、かつ、適正なる管理及び飛行の安全を図ることを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 証明訓令 航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 21 号）をいう。
- （2） 航空業務 航空身体検査に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 1 号。以下「航身検訓令」という。）第 2 条第 2 号に規定する業務、兵器管制業務及び滞空型無人機のセンサー操作員をいう。

- (3) 操縦士等 航空業務に従事する隊員、航空業務に従事していない隊員で証明訓令第2条第1号から第5号までの業務に関する航空従事者技能証明を有する隊員及びそれらの隊員となるために教育課程において教育中の者をいう。
- (4) 部隊等 編制部隊、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第22条第2項の規定に基づき臨時に編成された特別の部隊及び機関並びに航空幕僚監部をいう。
- (5) 航空医官 航空医官及び航空身体検査判定官に関する達（平成5年航空自衛隊達第24号）第3条の規定に基づく航空医官をいう。
- (6) 航空身体検査判定官 航空医官及び航空身体検査判定官に関する達第10条の規定に基づく航空身体検査判定官をいう。
- (7) 医官等 航空自衛隊に勤務する医官及び委嘱された医師をいう。
- (8) 判定官 航空自衛隊航空身体検査規則（昭和54年航空自衛隊達第19号。以下「航身検達」という。）第5条第1項の規定に基づく操縦士等の検査担当部隊等に所属する航空医官又は航空身体検査判定官をいう。
- (9) 医務官等 操縦士等の勤務（任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第2条第10項の入校を含む。以下同じ。）する部隊の上級編合部隊又は補給本部に勤務する医務官並びに航空幕僚監部に勤務する首席衛生官、次席衛生官及び航空衛生を担当する衛生官をいう。
- (10) 適否判定 航空業務に関する医学適性の評価及び決定をいう。

（医学適性の判定等）

第3条 適否判定及び適否判定に伴う航空衛生に関する観察は医官等が行なう。

（適否判定の区分）

第4条 適否判定は、次の表の右欄に定める内容の場合に応じ、当該左欄の区分に決定する。

区 分	内 容
停 止	航身検訓令第4条第3項に基づき合格証明の効力を停止させる場合
復 帰	停止後3か月未満に停止の事由が消滅又は改善し、航身検訓令第4条第3項に基づき合格証明の効力を回復させる場合
条 件 付 与	航空身体検査により、航空業務の範囲を限定するか、又は条件を付与する場合
条 件 変 更	新たに航空身体検査を実施し、直近の航空身体検査において付与された条件（航空業務の範囲の限定を含む。）を変更する場合
欠 格	航空業務に関する医学適性を恒久的に欠くこととなる場合

(適否判定の担当区分)

第5条 適否判定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者が行うものとする。

- (1) 停止 医官等
- (2) 復帰、条件付与及び条件変更 判定官
- (3) 欠格 首席衛生官又はその指名する航空医官

(適否判定の実施手続)

第6条 適否判定の実施手続は別表に定めるところによる。

(医学的観察等の実施)

第7条 判定官は、次に掲げる者で航空業務停止（操縦士等が心身の故障により航空業務に従事することができないと判定官が判断した場合。以下同じ。）中のもの及び航空業務の範囲を限定され、又は条件を付与されて航空業務に従事

しているもの（以下「条件付操縦士等」という。）について、適否判定に関する医学観察を行うものとする。

- (1) 判定官の勤務する部隊等に勤務する操縦士等
  - (2) 判定官の勤務する部隊等と同一基地に所在する部隊等に勤務する操縦士等  
又は教育訓練等出張中の操縦士等
- 2 判定官は、前項各号以外の操縦士等について航空業務停止に付した場合、当該操縦士等が他の基地に勤務するまでの間医学観察を行うものとする。
  - 3 第1項各号以外の操縦士等について条件付与又は条件変更を行った判定官は、確実に医学観察が実施されるよう当該操縦士等の医学観察を担当する判定官と相互に必要な連絡を行うものとする。
  - 4 判定官は、操縦士等の異動に伴い、医学観察の担当が変わる場合、従前の観察成果が有効に利用されるよう相互に必要な連絡を行うものとする。
  - 5 同一基地に所在する部隊等に航空医官又は航空身体検査判定官が勤務していない場合は、航身検達第5条第1項に規定する検査担当部隊等以外の部隊等及び航空自衛隊以外の機関に勤務する操縦士等の検査担当部隊等に勤務する航空医官又は航空身体検査判定官が判定官となり、適否判定に関する医学観察を行うものとする。
  - 6 部隊等の長は、医学観察に関し必要な措置を講じ、当該観察目的の達成に資するよう努めるものとする。
  - 7 判定官は、条件付操縦士等（眼鏡装用に係る条件だけの場合を除く。以下同じ。）が航身検達第7条第1項に基づく検査乙を受検するまでに当該条件付操縦士等の医学観察の状況について、医務官等の確認を受け、適切な医学観察が実施されていると判断された場合に限り、検査乙を受検させるものとする。

8 前項の医務官等による確認が未実施の条件付操縦士等が航身検達第7条第1項に基づく検査乙を受検した場合、条件履行状況の未確認を事由として不合格と判定するものとする。

(適否判定等に基づく部隊等の長の措置)

第8条 部隊等の長は、適否判定に基づき操縦士等に対し航空業務の停止又は復帰を命ずるほか所要の措置をとるものとする。

(適否判定のための審査等)

第9条 部隊等の長は、次の各号に該当すると判断するとき、次条に規定する医学適性審査委員会の審査を求めるものとする。

- (1) 停止判定後又は航空身体検査での不合格判定後3か月以上が経過した操縦士等に対する航空身体検査受検可否を判断するとき。
- (2) 停止判定後3か月未満の操縦士等の復帰判定又は航空身体検査での不合格判定後3か月未満の操縦士等の再判定にあたり、判定官が疑義を生じ自ら決し難いと判断するとき。
- (3) 停止判定後1か月以上が経過した操縦士等の復帰判定又は航空身体検査での不合格判定後1か月以上が経過した操縦士等の再判定の実施可否を航空身体検査判定官である判定官が判断するとき。
- (4) 従前の医学適性審査委員会での審査結果に基づく航空業務の範囲の限定又は条件の変更が必要であると判断するとき。
- (5) 判定官が欠格の適否判定の可能性があると判断するとき。
- (6) 前各号に該当しないものの適否判定の正確性を期するために医学的意見を必要とすると判断するとき。

2 前項の審査を求める場合は、別紙様式に必要な書類を添付して行うとともに、その写しを首席衛生官に通知するものとする。

(医学適性審査委員会)

第10条 航空医学実験隊に医学適性審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 前項の委員会は、航空医学実験隊医学適性審査委員会と呼称する。
- 3 委員会は、基礎医学又は臨床医学に関し、適否判定に必要な審査を行うものとする。
- 4 委員会は、審査委員長1名及び審査委員2名（航空医官たる審査委員1名を含む。）以上をもって構成する。
- 5 審査委員長には委員会を設置する部隊等の長（以下「設置担当者」という。）が命ずる隊員を、委員には審査委員長が選考した者（部外の有識者を含む。）のうちから設置担当者が指名又は委嘱したものをもって充てる。

（委員会の会議招集及び運営）

第11条 委員会の会議は、第9条の規定により審査の求めがあった場合、設置担当者が招集するものとする。

- 2 委員会の会議の実施及び運営に必要な細部事項は、設置担当者が定めるものとする。
- 3 判定官は、原則として自己の適否判定に係る委員会の会議に出席し、意見を述べるものとする。
- 4 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

（委員会の審決及び通報等）

第12条 委員会は、審査を実施した場合、次に掲げる区分に従い、いずれかの審決を行うものとする。

- (1) 「A」：航空業務に復帰させることが妥当である。
- (2) 「B」：航空業務の範囲を限定し、又は条件を付して復帰させることが妥当である。
- (3) 「C」：航空業務を所定の期間まで停止し復帰させることが妥当である。

- (4) 「D」：航空業務を所定の期間まで停止し、更に審査の後に決定を行う。
- (5) 「E」：航空業務の継続のための適性が欠如している。
- (6) 「Z」：前各号のいずれにも該当しない。
- (7) 「W」：前各号のうち、航身検訓令第3条3項に基づく防衛大臣の承認を要すると判断する。

2 前項第7号の審決記号は、同項第1号から第6号までのいずれかの審決記号の後に付記するものとする。

3 委員会は、第1項の審決を行った場合、設置担当者に直ちに報告するものとする。

4 設置担当者は、審決後20日以内に当該審決を審査を求めた部隊等の長に回答するとともに、その写しを首席衛生官に通知するものとする。この場合、部隊等の長は、その写しを当該操縦士等の適否判定に係る判定官に送付するものとする。

5 設置担当者は、審決の内容を前項に規定する者以外のものに通知又は送付してはならない。

6 判定官は、委員会の審査に係る適否判定について、審決を参考としてこれを行うものとする。

(審決等の利用期限)

第13条 審査によって得られた審決は「注意(人事)」とし、適否判定以外の目的に利用してはならない。

(航空身体検査のための委員会の利用)

第14条 判定官は、操縦士等について行う航空身体検査の実施及び判定並びに委員会の審査を求める時期及び必要な資料等の判断に際して、必要に応じ委員会に協力を求めることができる。

2 医務官等は、第7条第7項に基づく条件付操縦士等の医学観察の適否判断に際して、必要に応じ委員会に協力を求めることができる。

3 前2項の委員会の協力を求めるにあたり必要な細部事項は、設置担当者が定めるものとする。

(委任規定)

第15条 部隊等の長は、この達の実施に関し必要な細部事項を定めることができる。

附 則

1 この達は、平成14年10月11日より施行する。

2 この達施行の際、現にこの達による改正前の規定により実施されている適否判定、医学観察、適否判定等に基づく部隊等の長の措置、適否判定のための審査等及び医学適性審査委員会の審査等並びにこれらの手続きは、なお従前の例による。

附 則 (平成15年12月24日航空自衛隊達第46号)

この達は、平成15年12月24日から施行する。

附 則 (平成18年12月19日航空自衛隊達第45号)

この達は、平成18年12月19日から施行する。

附 則 (平成30年11月15日航空自衛隊達第25号)

この達は、平成30年11月15日から施行する。

附 則 (令和元年6月27日航空自衛隊達第14号)

(施行期日)

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年6月17日航空自衛隊達第52号）

この達は、令和3年6月17日から施行する。

附 則（令和4年3月17日航空自衛隊達第22号）

この達は、令和4年3月17日から施行する。

附 則（令和5年7月28日航空自衛隊達第32号）

（施行期日）

1 この達は、令和5年7月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、航空業務の範囲を限定又は条件を付与されている場合は、次に航空身体検査を受検するまでの間、当該様式に示された航空業務の範囲の限定又は条件を遵守することとする。
- 3 第7条第8項は、この達の施行後に受検する航空身体検査において付与された条件に対して適用するものとする。

別表（第6条関係）

適 否 判 定 の 実 施 手 続

判 定 区 分	実 施 手 続
停止の適否判定	<p>医官等は停止の適否判定をしたときは、付紙様式第1に定める航空業務の医学的適否に関する判定書（以下「適否判定書」という。）にその結果を記入し、当該操縦士等の航身検達第12条に基づき発行された航空身体検査合格証明書（以下「合格証明書」という。）を預かった上で、適否判定書を交付するものとする。また、適否判定書の写しを操縦士等の勤務する部隊等の長に通知するものとする。</p> <p>なお、合格証明の効力を停止する期間が3か月以上になった場合、医官等は預かっている合格証明書を破棄するものとする。</p>
復帰の適否判定	<p>判定官は復帰の判定をした時、適否判定書にその結果を記入し、当該操縦士等に交付するとともに、停止時に預かった合格証明書を返納するものとする。また、適否判定書の写しを操縦士等の勤務する部隊等の長に通知するものとする。</p>
条件付与又は条件変更の適否判定	<p>判定官は条件付与又は条件変更の判定をした時、当該操縦士等に航身検達第7条第1項第5号に基づく航空身体検査を受検させるものとする。</p>
欠格の適否判定	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 操縦士等の勤務する部隊等の長は、判定官が欠格の適否判定が必要と判断した操縦士等について、付紙様式第2に定める上申書を作成の上、付表に定める書類等を添付して航空幕僚長（首席衛生官気付）に上申するとともに、その写しを上級編合部隊の長又は補給本部長（該当する部隊等の長がいない場合を除く。）に送付するものとする。</li> <li>2 航空幕僚長は、前項の上申に基づき首席衛生官又はその指名する航空医官に適否判定を行なわせ、欠格が妥当と判断した場合は適否判定書1部を添付して回答する。</li> <li>3 回答を受けた部隊等の長は、適否判定書の写しを当該操縦士等に送付するものとする。</li> </ol>

付表

適否判定上申書に添付する書類等

番号	書類等名	内容の説明
1	航空身体検査表 (写)	上申期日の直近の航空身体検査において作成したもの
2	適否判定書 (写)	過去の適否判定書の写し
3	経過記録	「主訴」、「診断名」、「現症」、「現病歴」、「家族歴」、「既往歴」、「合併症の有無（その経過）」及び「治療及びその経過（外科手術による場合は術式、主治医術中所見及び術後経過、薬物療法の場合は薬物名、投与量及び効果判定の指標、並びに副作用の有無）」
4	検査成績書 (写)	疾病等診断のための検査でその結果、所見などが記載されたもので、生化学系は数値、生理学系は記録紙等の写し。
5	判定官による意見書	1 当該疾患及びその臨床経過が航空業務に及ぼす影響について 2 今後の見通し及びフォローアップの必要性 3 その他（必要に応じ、操縦士等の上司等の意見を付すことも可）
6	医学適性審査委員会審決書類 (写)	
7	その他の書類等	部外医療機関で診察を受けている者であれば主治医の評価。その他判定に必要と思われるもの。

付紙様式第 1

航空業務の医学的適否に関する判定書

発行番号		発行年月日	
所属		階 級	
氏 名		生年月日 (年齢)	
認識番号		特 技	
疾病名等		航空身体検査合格証明効力停止開始期日	年 月 日
判定区分	<input type="checkbox"/> 停 止 年 月 日から航空身体検査合格証明の効力を停止 <input type="checkbox"/> 復 帰 年 月 日から航空身体検査合格証明の効力回復 <input type="checkbox"/> 欠 格 航空業務に関する医学適性の恒久的な欠如		
判定事由			
判定官 所属 階級、氏名			

- 注： 1 判定官の氏名の記入は、自署とする。  
 2 記入後「注意（人事）」とする。  
 3 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。  
 4 保存期間は、10年とする。

付紙様式第 2

発簡番号  
発簡年月日

殿

発簡者名

航空業務の医学的適否の判定について（上申）

標記について、航空業務に関する医学適性の判定等に関する達（平成 14 年航空自衛隊達第 23 号）第 6 条の規定に基づき、下記の者について判定されたく上申する。

記

所 属		階 級	
氏 名		生年月日（年齢）	
認識番号		特 技	
疾 病 名		航空身体検査合格証明 効力停止開始期日	年 月 日
上申事由			
備考			

- 注：1 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 番とし縦長に使用する。  
2 保存期間は、10 年とする。

別紙様式（第9条関係）

発簡番号  
発簡年月日

設置担当者 殿

発簡者名

医学適性審査委員会の審査について（依頼）

標記について、航空業務に関する医学適性の判定等に関する達（平成14年航空自衛隊達第23号）第9条第1項の規定に基づき、下記の者について審査されたく依頼する。

記

所 属		階 級	
氏 名		生年月日（年齢）	
認識番号		特 技	
疾 病 名			
参考事項			

添付書類：1 航空身体検査表（写し）  
2 経過記録（写し）

配布区分：航空幕僚長（首席衛生）

注：1 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とし縦長に使用する。  
2 保存期間は、3年とする。